

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 4月26日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 4月26日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会議員政治倫理条例施行規程について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 12時05分

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

先般、この政治倫理条例につきましては、全員協議会に御報告をし、最終報告ということで確定をさせていただきました。今日は御案内しておりましたように、この政治倫理条例の施行規程について協議をしていきたい。資料としては、施行規程の改正素案ということで2枚物があります。それと、この施行規程に伴う様式集が10枚程度あるかと思えます。それと逐条解説の第1次案ということで3枚物、これがあるかと思えます。ありましたでしょうか。それでは早速、この施行規程の改正素案から協議をしていきたいと思っております。事務局に説明をしていただきたいと思います。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

改正素案ということでお示しをしております。頭に長与町議会議員政治倫理条例施行規程、平成27年規程第1号の全部を改正するというので、全部改正としております。

第1条、趣旨ですけれども、この規程は、長与町議会議員政治倫理条例（平成25年条例第22号。以下「条例」という）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

審査請求。第2条、条例第6条の規定により審査請求は、政治倫理基準等違反審査請求書（様式第1号。以下、「審査請求書」という。）及び審査請求者名簿（様式第2号）によるものとする。2、審査請求者名簿は、任意様式でも可とするが、住所、氏名、生年月日、署名年月日の各欄を備え、かつ、長与町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）への確認を求めることに同意する旨の文言がなければならない。3、審査請求書及び審査請求署名簿への記入は、審査請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならない。

第3条、審査請求書の受理後の手続き。第3条、議長は、選挙管理委員会に対し、審査請求代表者及び署名人が、選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認を求めるものとする。2、議長は、審査請求が次の各号に該当するときは、当該審査請求を却下する。（1）審査請求者名簿に条例第6条に規定する人数以上の連署がないとき。

（2）審査請求が条例第6条に規定する要件に該当しないとき。（3）審査請求書の記載事項に不備があるとき。3、議長は、審査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正をすることができるものと認められるときは、当該審査請求代表者に対し補正を求めることができる。4、議長は、確認の結果、第6条に規定する要件を満たしていると認めたときは、審査請求確認通知書（様式第3号）により、審査請求代表者に通知する。5、議長は、第2項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求却下通知書（様式第4号）により審査請求代表者に通知する。

委員会審査協力に反する行為。第4条、条例第8条に規定する対象議員の協力義務に対し、資料の提出及び委員会への出席拒否、虚偽の報告、その他協力義務に反する行為

があったときは、条例第10条第2項に規定する措置を講ずることができる。

委員会の審査結果等の通知。第5条、条例第9条第1項に規定する委員会の審査結果は、委員会審査報告書（様式第5号）によるものとする。2、条例第9条第2項に規定する対象議員への審査結果の通知は、委員会審査結果通知書（様式第6号）によるものとする。3、条例第9条第3項に規定する弁明申立ては、前項の通知書受領日から7日以内に、弁明申立書（様式第7号）により提出するものとする。

対象議員及び議会の措置。条例第10条第3項の規定による議会の措置は、審査結果通知書（様式第8号）により審査請求代表者に通知する。2、条例第10条第2項第2号の公開の議場における陳謝は、議長報告に次いで行う。3、条例第10条第3項の規定による公表は、議会ホームページ、議会だよりで行う。

説明会。第7条、条例第11条第1項に規定する町民からの説明会開催を求める請求は、説明会開催請求書（様式第9号）によるものとし、条例第6条及び施行規程第2条並びに第3条の規定を準用する。2、議長は、前項の規定により説明会を開催するとき、は開催の日時及び場所その他必要事項を開催予定日の14日前までに告示しなければならない。3、対象議員は、説明会に代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

委任。第8条、この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則としてこの規定は平成何年何月何日から施行する。ということでございます。

以上です。

様式の方は、様式第1号が第2条1項に係る政治倫理基準等違反審査請求書ということで、こちらの方に審査請求代表者が、住所、氏名、捺印をして、四角の枠の中を対象議員、違反したと認められる基準条項、それと反する疑いの内容、疑いを証する書類を別紙のとおり添付するという様式になっております。

様式第2号が審査請求者名簿ということで、町民にあつては50名以上、議員にあつては2名以上の連署がこの様式で出していただくということを想定いたしております。

3号ですけども、3号の方は、第3条の4項ですね。審査請求の確認を議長から代表者宛てに送る文書となっております。

様式第4号が同じく3条の5項で却下のときですけども、却下通知ということで議長から請求代表者宛てに通知する様式となっております。

様式第5号、規程の5条関係ですけども、倫理条例9条1項の規定による審査結果の報告ということで、特別委員会の委員長から議長宛てに提出をする様式としております。

様式第6号、こちらは議長が先程の様式第5号の委員会からの報告を受けて、対象議員宛てに9条2項の規定に基づく結果通知ということで、様式を定めております。

様式7号につきましては、規程の第5条3項、弁明申立になりますけども倫理条例9条3項の規定に基づき弁明を申し立てる対象議員が議長に宛てて行う様式でございます。

様式8号は、規程の6条の関係ですけれども、条例10条第3項の規定により、審査結果を議長が請求代表者に宛てての様式となっております。

様式9号が、規程の第7条、説明会の開催請求書ということで、条例11条第1項の規定に基づき請求署名簿を添えて請求をするときの頭の鑑の様式になります。

様式は以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、課長の方から流して説明をいただきました。様式の中で、第1号、第2号は、町民の審査請求あるいは議員の請求、両方とも同じ様式でできるというふうにしておりますので、申し添えておきたいと思います。この施行規程そのものが条例第何条の規定に基づくとということにしておりますので、その条例そのものは逐条解説の方を見ながら、質疑等があればやっていただきたいと思います。

暫時休憩して、これから御意見をお聞きしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて審査を再開します。

第1条の条文について御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に、第2条の審査請求でありますけれども、請求書の様式も一緒にやっていきたいと思いますが、安部委員の方から、この枠内の3の政治倫理基準に反する疑いの内容ということよりも、審査請求の対象となる理由というのが良いんじゃないかという御提案がありました。なるほど、これが適格な表現であるなと思います。したがって、3番目が審査請求の対象となる事由。4番目が審査請求の事由を証する書類と。理由と事由、どっちが良いのかなと思いますが、事由ということできたいと思います。そのようにこの様式第1号の3番目、4番目の文言を訂正したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それと、この第2条第2項の任意様式の問題は、このままでよろしいか、必要ないとするか、これについて意見を賜りたいと思います。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

第2条はもうこのままで結構だと思うんですけど、ただちょっと気になるのが、第3項の「審査請求書及び審査請求書名簿への記入は、審査請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならない。」第2条第3項ですね。ここの審査請求書って

うのは、審査請求書が出る前の60日以内に審査請求署名簿への記入はするんですけども、審査請求書そのものは、60日以内に行く必要はないのではないかなと思うんですよね、審査請求書だから。審査請求書は除いた方が良いのかなと、そのところがちょっと気にはなったんですよ。そのところ議論していただければありがたいんですが。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今、議長が言われた部分は、3項の頭の「審査請求書」という言葉ですね。結局、名簿への記入が請求する日の60日以内ということで限定をするのであれば、請求書という文言は要らないのではないかということだと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

確かにこれを作るときには名簿が集まって出すわけですので、基本的には提出日に請求書の日付が書かれるということになるだろうと、60日にしとっても別に問題ないかという思いであったんですが、確かに請求書は必要ないだろうと、60日前まではということをそれはもう間違いありませんので、署名簿が集まって始めて請求が出せるわけですから。それでは、御指摘のとおりこの第2条第3項の「審査請求書及び」というのは、この60日以内ということについては直接関係がないということで、紛らわしいということもあります。削除したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

そのようにさせていただきます。

続いて、第3条。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

第2条の2号様式ですね、審査請求者名簿と書いてありますけども、これは審査請求署名簿の方がしっくりくる気がして、どうかなと思います。様式第9号、1番最後の様式になりますけど、その様式には、開催請求署名簿を添えてってなってるんですよ。

9号の様式ですね、あくまでも署名の名簿になりますので、請求者名簿というのは、請求者の単なる名簿っていう感じになってしまう感じがするので、名称としては、署名簿とした方がずっと落ちる気はします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

2号様式、請求者名簿としておりますが、請求署名簿、者を消して署名、自署の署を入れると。自署する。そうすると条文の方は問題なかとかな。

暫時休憩して整理をします。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

第2条関係で、先程言いました審査請求者名簿というのを審査請求署名簿と。以下第2項、第3項、第3条第2項第1号。これについては、審査請求署名簿ということで名称を改めるということで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それと、第2条第1項の様式の中で、署名簿とそれから請求者代表者名簿、これを両面刷りですということにしましたので、政治倫理基準等違反審査請求書兼審査請求署名簿というふうに改めるということで、させていただきたいと思います。様式第1号ですね。これは事務局と正副委員長に、この調整はお任せさせていただきたいと思いますが。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

その署名簿で。ちょっと気になるのが、第2項そのものが必要なのかなというところがちょっとあって。ここがいわゆるこの請求が満たしとらんやったら、却下するというふうになってるわけですね。そもそも、だから請求に満たんやったら、当然そうなるわけですね。署名が40しか揃ってらん、そういう意味じゃないんですか。そこをちょっともう一度説明をしていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

この3条2項1号ですけども、名簿に条例第6条に規定する人数以上の連署がないという、ないときという書き方おかしいんですけど。基本的に受理後の手続きが3条でございますので、受理したときは50人以上あったと、受理して選管チェックを受けたら非該当の人が出てきて、50人を割ったというときの対応がこの1号ということで、それは却下するという条文でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

だから、条件が満たなかったら受け付けられないとなるわけですよ。元々第6条でこういう条件で出さないというふうになってるんで、そこが満たなかったらそれは満たしてませんから、審査請求に該当しないというふうに、もう当然なるわけですよ。敢えて、ここにそれを謳わんばとかなってというふうなのが、そこがまだちょっと。そういうふうに必要なんですか、やっぱり。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

審査請求自体は、条例の第6条で50人以上の連署を持って代表者が審査請求をすることができるということになってるわけですね。例えば60人集めて出して来た。議長はとりあえず受け付けますよね。受け付けて受理をするわけですが、申請を。受け付けたら、その60人が正しい60人かの確認を行う形になりますよね。先程お話ししたように選管チェックで50を割ったときは、もう既に受け付けたものをどうするという処理が出てくるわけですね。ですから、例えば窓口で受け付けたときに、50人おらんときは50人おらんけんが、はねてよかったですけども、50人以上あれば、受け付けざるを得なくて、その後に50を割った。そしたら、受け付けたけど却下しますっていう手続きは必要になってくると思います。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的に第3条の第3項を見てもらいたいんですが、前項各号のいずれかに該当する場合において補正することができるものと認められるときは、審査請求代表者に補正を求めると、足りなくなりましたから。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開しますが、ちょっと今、この受理後の手続きで紛糾をしておりますので、場内の時計で11時まで休憩を取りたいと思います。

（休憩 10:50～11時05分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

この第3条は、条文の名称、審査請求書の受理後の手続きというふうになっておりますが、これ館山とか、長崎市とかも受理後の手続きというふうになっておりましたけれども、諫早市の例でいきますと、諫早は調査請求書の審査という受理後の云々というんじゃないで、請求書の審査。ひょっとしたら、そこら辺が適切かなと思いますけれども、いずれにしても、前項の各号のいずれかに該当する場合において訂正することができるものと認められるときという。この認められるときと言うのがどういうことが具体的に想定されるのかという調査をする必要がありますので、この3条の2項、3項につきましては、次の機会に調査をした上で、また、お示しをしたいと考えております。

第4条に入ります。第4条は、対象議員の協力義務を謳ってました。逐条解説の2枚目の1番下になりますけれども、対象議員は、委員会から前条の規定により資料提出又は説明を求められたときはこれに協力しなければならないということでありまして、これに協力をしないということであれば、条例第10条第2項に規定する措置を講ずることができるということにしております。

よろしいですか。第10条の措置はあくまでも政治倫理基準に違反する行為があった

ときには措置を講じますけれども、なおかつ協力も得られないというときには、例えば、文書警告が公開の議場での審査になるとか、そういう合併罪ちゅうとですかね、そういったことの対象になりますよという意味であります。確かにこれ、迷ったんですが、どっかに書いてあったんですよ。ただ、要は特別委員会の審査の中で、こういうものまでひっくるめて全部審査するわけですよ。対象議員から協力を得られんやっただという事で、議会の措置としては、こういうふうにすべきじゃないかとか、基本的な案が出るわけですね。ですから、確かにここに無くて構わないという条文じゃあったんです。倫理条例違反と協力義務違反というものをここでは謳っておるわけですね。ただまた、政治倫理条例違反に対する措置とはまた別ですよという意味ではなかつですけど。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

第4条の委員会審査協力を反する行為。これの全文は、私は要らないんじゃないかなということは、条例の8条と10条にそれぞれ書いてあるわけですから、2回これを規程に入れるというのは不必要に思うんですね。いかがでしょうかということです。

○委員長（喜々津英世委員）

今、岩永委員の方からこの第4条が必要なのかという提案がありました。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

確かに岩永委員がおっしゃるように、8条と10条に明記されているんですけども、ではこの8条と10条がどこで繋がっているかというのは、この条例の中では分からないので、規程に入れてた方が良くないかなと思うことと、規程に入れるほどまでは無いだろうということであれば、逐条解説の中に入れるかどうかして、やはりその8条、10条の関係というのをどこかで明らかにした方が良くないかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

必要な措置というのは、政治倫理基準等って入れられてるんですよ、ここにね。違反としたと認められた対象議員、こういう限定があるからですね、上の第8条はあくまでも協力義務って、協力しなければならない。これに対してまた個別の懲罰をするかっていうのがあるわけですよ、ちょっと疑問がですね。だから、この協力違反と言ったらもう条例に定める、もし必要であれば条例に定めるのが普通だろうと思うんですよ。だから、私はここは要らないんじゃないかなと。結局罰則を広げるっていう格好になるわけですね、協力義務違反に。しかし、そこの協力義務違反というところは、いわゆる特別委員会で情状とかいろいろ出てきますからね、その中で恐らくこの特別委員会の必要な措置の中でそういうのを加味されて、実際には情状という意味で反省とか何とか、

だからそういうので加味されてくるわけで、第4条は個別に罰則するっていう表現に取られかねないから、もう要らないんじゃないかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今、議長も発言がありましたように、私もこれを作りながら、この第10条第2項の議会の措置、また2重に措置を講ずるのかと、間違いやすいところはあるなという思いがしたんです。ただ、今言われるように委員会の審査の中に、議会の措置も含めて協議をするようにしてますので、その中で、この協力義務違反に対しても含めて、やっぱりペナルティを課す必要があるということになってくる可能性があるわけですね。議会の措置を講ずると、そうすることであれば、やっぱり岩永委員、内村議長が言われたように、第4条は必要ないという思いはしております。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も明確にするなら条例の方にやっぱりすべきだろうと、規程の中で反する行為があったっていうふうな部分をやっぱり入れるべきではないんじゃないかなというふうな気がしますね。だいた、迷ったんですけども、議長が今言われた、例えば様式の特別委員会の審査結果報告なんかにも、そういう部分も入れ込んで良いわけですよ。第8条に反して、対象議員は協力しなかったという部分も審査結果の中に埋めて良いわけですから、規程の中で入れ込む必要性はないのかなというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員、どうですか。

○委員（西岡克之委員）

私は岩永委員が言われるように、これは必要ないのではないかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員、どうですか。

○委員（安部都委員）

第4条に関しましては、第8条、第10条、9条の中でしっかりと謳ってれば、必要はないのかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今、ほとんどの方が第4条は必要ないということでもあります。先程、金子副委員長の方から、もし外すということであれば、逐条解説の中で謳えば良いんじゃないかということがありましたけれども、逐条解説の3ページのちょうど中程に10条の解説文がありますけれども、ここら辺にそこら辺が盛り込めないか、ちょっと検討をして、また次回、逐条解説をやるときに提案をしたいというふうに思っております。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。4条は削除をお願いいたします。第5条が4条に繰り上げをいたします。以下、第6条が5条、第7条が6条、第8条委任が7条ということで、訂正をお願いします。あと、様式の番号も変更が出てきますので、これは後でまた確認をしたいと思います。

次に2ページの第4条、条例第9条第1項に規定する委員会の審査結果は、委員会審査報告書（様式第5号）によるものとするということで、ここら辺はもう審査結果の通知関係ですので、特段問題はなかろうと思います。第3項が、弁明の申し立てがあるときには、7日以内に申立書によって提出をしてくださいということですので、これは委員会の審査結果に対して弁明がある場合は議員にそれができるという公平制、公正という意味から設けておりましたので、この様式は第7号ということにさせていただきます。それでは2ページの1番上の様式第5号というのが、第4号に訂正をお願いいたします。それから、その次の第2項の様式第6号が5号。次に第3項の様式第7号が6号、そういうふうに訂正をお願いいたします。第4条は、通知関係だけですのでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に第5条の対象議員及び議会の措置であります。まず、第1項が条例第10条第3項の規定による議会の措置は審査結果通知書（様式第8号）、これが7号になります。により、審査請求代表者に通知をすると、これはあくまでも議会の措置が決定した後の通知です。対象議員には、その前の段階で様式第何号でしたか、様式集にありましたね。対象議員には、別途、通知をするということにしておりましたので、第5号ですね。先程やりました第4条の第2項が、対象議員への委員会審査結果の通知書です。第6条はあくまでも最終的な結果を審査請求の代表者に通知をするという様式であります。よろしいですか。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

対象議員及び議会の措置については、第2項の公開の議場における陳謝は議長報告に次いで行うということで、地方自治の基礎知識の中では、議会が定めた陳謝文を朗読させて行うのが通常であるという条文がありますけれども、これについては、その対応をしないと。その時々々の要するに本人が陳謝文を書く、あるいはもう口頭で言う、いろんな方法があるかと思いますが、本人に任せるというやり方ではないかというふうに思っております。第3項の公表、これまでひっくるめて第5条については、以上のとおり決定したいと思います。よろしいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

戻ってよろしいでしょうか。先程の様式のところで、第2号の様式です。審査請求確

認通知書と審査請求却下通知書というのがありますけれども、審査請求確認通知書じゃなくって、審査請求受理通知書じゃないでしょうか。後ろが却下通知書なので、却下の対義語が受理になりますので、大体審査請求を受理したものを通知しますよというところで、町民に却下の反対、対義語として受理じゃないかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

失礼しました。選管による確認の結果、同条例に規定する要件を満たしていると認めたので通知します。確認通知をしましたよ。

暫時休憩して議論をしたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

今、安部委員のこの様式、審査請求確認通知書。これについての文言がありましたけれども、今、事務局とも協議をいたしました。また、岩永委員もいろいろ発言をしていただきましたけれども、これは従来どおりこの確認通知書と、確認しましたということを知るとい、様式第2号、このままでいきたいと思います。

次に、第6条の説明会です。これは議会の措置等に対して、町民から説明会の開催を求める署名等があった場合の様式についてです。この様式第9号というのを8号に改めていただきたいと思います。よるものとし、条例第6条及び施行規程第2条並びに第3条の規定を準用すると。要するに説明会開催は50人以上の署名があつて成り立ちますよという規定を準用するという意味であります。第2項が、議会として説明会を開催するということを決めたならば、開催予定日の14日前までに告示をしなければなりません。従来の施行規程の中では、7日前までにと長与町の場合はしてあったんですが、逆にもっと期間を置いて説明会ができるようにしなさいという意味で、他の所も大体14日というのが期限としてあります。あと3項が対象議員は代理人を出席させ又は補佐人をつけるということではできませんよっていう、第6条よろしいですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

様式8号のこれで開催請求書の中の開催請求名簿を添えてってなってるけど、開催請求名簿っていうのは、様式は作らなばいかんとかなってると思うんですね。開催請求名簿というのがあるので。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、河野委員の質疑にありましたように様式第8号については、開催請求署名簿を添えてということですから、様式第1号、第2号が合体したやり方にしたいと思います。これも文言整理は事務局の方でお願いをしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

第7条、1番最後委任ですので、これはもう。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

この第6条ですかね、第7条が6条になったんですけど、この中で第3項、対象議員は、説明会に代理人を出席させ、また補佐人をつけることができないと、こう書いてあるんですけども、代理人はだめだと思うんですけど、補佐人は付けても良いんじゃないかなと思うんですよね。補佐人は別に構わないと思うんですよ。なぜかという、これがまた訴訟とか、そういうのに発展している場合も有り得るし、補佐人というのは、この前の佐川さんのあれでも弁護士が付いてしてるのがテレビで出てましたけども、やっぱり補佐人は付けても構わないのではないかなと、ただ代理人はだめということだと思うんですけども、その辺りちょっと議論していただければなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今の議長の方から説明会に代理人を出席させ又補佐人を付けることはできないということについて、補佐人を付けることは良いんじゃないかということでありました。大多数がその御意見だったと思います。これは従来、長与町のこの施行規程の中に説明会の項で、第3項にこの文言があったもんですから、これをそのまま載せておったんですが、第3項を次のように改めます。対象議員は、補佐人を付けることができる。それは補佐人は謳わんでも。しかし、逆に言えば代理人を出席させることができるということであれば、想定されるのは本人が入院中とか、基本的には本人も出席するけども補佐人を出席するっていうのは分かりやすいけども、代理人を出席させることができない。代理人を出席させることはできない。そうですね。それが分かりやすいですね。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今の部分を削除することは良いのかなと思うんですけど、逆に補佐人を付けることはできないとしているから、出席を求めることができるんだってなった場合に、この館山の規則でいくと、補佐人の身分を明らかにしなければならないというふうな規定がちょっとあるんですけど、そういうのは要らないんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

想定されるのが弁護士だというふうに思うんですけど、これは対象議員が誰に来てもらうかという部分では、僕は例えば支援者の1人だとか、それを明確にせんと出席できないっていうのは、余り意味ないかなというふうに思うんです。もう補佐人は、それは誰であってもこうなるでしょう。補佐人っていう言葉を利用するのかどうか分からんけども、対象議員をバックアップする、援助する。誰か質問されたときに相談できる相手を連れていくことは別に問題ないんじゃないかなというふうに思いますんで、そこま

で明確にせんでも良いんじゃないかなというふうには思います。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと長崎市の例を読みますと、補佐人による議員の説明の補佐ということで、議員は補佐人を説明会に出席させて、説明を補佐させることができる。議員は補佐人を説明会に出席させようとするときは、あらかじめ書面でその旨を議長に通知するものとする。補佐人の資格は書面で証明しなければならないと。こういうものを書いてあるわけですね。逆に言えば代理人は始めから認めていないという。補佐人は認めます。先程金子副委員長が言ったように、そうする場合には、補佐人が良いということであれば、補佐人のことも明確にする必要が有りはしないかということです。

これについても第3条の問題と併せてちょっとそこら辺の整理をして、次回、御提案をしたいと思います。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

説明会の場合の今の議論なんですもんね。ちょっと先程から考えてたんですが、その特別委員会なんかで、例えば国会の場合、喚問でああいう形でやっておられたようにしたけども、特別委員会、審査会に値するようなものであるわけで、そういう場合に補佐人の出席を認めるかどうかでしたよね。弁護士なんかをですね。そういう規定が必要であるのかどうかですね、その都度決めれば良いんじゃないということであれば、それでも良いんでしょうけどもね。敢えてその説明会のもう1番最後の終わった後の説明会に補佐人の条項を入れるということになれば、本当の本来の特別委員会の中にも入れてあげんといかんのじゃないかなというふうな感じも先程からずっとしとったんですけども、どうでしょうね。

○委員長（喜々津英世委員）

今、岩永委員の方からは、特別委員会の審査の過程で補佐人は入れても良いんじゃないかろうかという話もありました。それを入れ込むということであれば、この条例本体に入れ込むのか。ちょっと課題として残しておきたいと思います。

今、事務局の方から条文の流れとして、例えば第5条、対象議員の議会の措置のところを見ていただきたいんですが、ここで第1項が条例第10条第3項の規定による云々というのがあります。第2項が、条例第2条第5項のこういう場合は、条の浅いのから並べるとというのが通常の条文の作り方ですので、これは次回、また正式にその部分はやりたいと思って、これを作るときにそういう考えもあったんですが、まず、仕事の流れとしては通知書を請求者に送りますよ、それから議長が報告をしますよ、そのあと陳謝をしますよという、議長の報告というのは、もうここに謳わんでも条例の方で謳ってますので、その分は必要なかった。そういうことでしとったんですが、今、そういう条文の作り方っていうのはそういうもんだということですので、これも次回改めて訂正をさせていただきます。

今日はもう約束をしておった12時が過ぎましたけれども、次回、懸案事項の決定をして、様式も正式なものを提示したいと。で、逐条解説に入りたいというふうに思っております。次回はいつ。14日、良いですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

じゃあ次回は、5月14日9時30分ということで、御決定をいただきました。

他に何かありませんか。

なければ、これで本日の議会運営委員会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

（閉会 12時50分）